

第三十一回  
參議院大藏委員會會議錄

昭和三十四年三月五日(木曜日)午後  
時五十五分開会

委員の異動

三月四日委員小山邦太郎君、安井謙君及び迫水久常君辞任につき、その補欠として井上知治君、林田正治君及び剣木亨弘君を議長において指名した。  
本日委員小林孝平君、青木一男君、岡崎眞一君、梶原茂嘉君、前田久吉君及び林田正治君辞任につき、その補欠として小笠原二三男君、大沢雄一君、江藤智君、平島敏夫君、杉山昌作君及び植竹春彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り

理事

卷四

植竹	江藤	春彥君
木内	大沢	智君
迫水	雄一君	
塙見	四郎君	
平島	久常君	
廣瀬	俊三君	
宮澤	敏夫君	
小酒井義人君	喜一君	
忠知君		
杉山		
椿		
野溝		
昌作君		
勝君		
繁夫君		

○委員長(加藤正人君) これより委員会を開会いたします。  
はじめに、委員の異動について御報告いたします。本日小林孝平君、青木一  
男君、岡崎真一君、梶原茂嘉君、前田久吉君、林田正治君が辞任されまし  
て、その補欠として小笠原二三男君、大沢雄一君、江藤智君、平島敏夫君、  
杉山昌作君、植竹春彦君が就任されました。

る最高価格統制が行われておりますが、このような最高価格統制は、経済的の正常化に伴い、漸次廃止されて、現在は米、酒類のはかには一、二の例外的なものについて行われているに過ぎません。酒類の供給が十分となつたとの考えられるのであります。

しかしながら、現状におきましては、物価統制令に基く酒類の最高統制として、物価統制令に基く酒類の最高統制は、早晚廃止の方向にあると考

ら、今回、酒類の価格制度として、即行の協定価格のほかに、新たに基準充実価格、制限販売充実価格及び再販充実価格の制度を設けようとするものであります。すなわち、大蔵大臣は、酒税保全のため必要があると認める場合には、酒類の取引の基準となるべき販売価格を各酒類について定めることができることとして、同時に、級別の区分のある酒類については、級別を通ずる酒税規制を確保するため下級酒類の最高価格を定めることができるよういたしてと

○委員長(加藤正人君) 本案に對する補足説明並びに質疑は後日に譲りうす。  
○委員長(加藤正人君) 次に、特別  
害復旧特別会計法を廃止する法律案  
昭和二十八年度から昭和三十三年度  
での各年度における国債整理基金によ  
るべき資金の繰入の特例に関する規  
律の一部を改正する法律案、以上二三  
を議題といたします。  
御質疑のある方は御発言を願い

- 特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 接収貴金属等の処理に関する法律案

の円滑な運営に資するため、これらに理事會を設けることとする等所要の規定の整備をはかるうとするものであります。

とが予想されるのであります。従いまして、将来物価統制令に基く最高基準価格が廃止された後においても、類業界の安定をはかり、国家財政に必要な地位をもつ税額の保全に支障をきたさないよう、あらかじめ万全の性格制度を法的に準備しておく必要があるわけであります。このような見地から

以上が、酒税の保全及び酒類業組等に関する法律の一部を改正する法案の提案の理由及びその概要であります。す。何とぞ御審議の上、すみやかに御成下さいますようお願い申し上げます。

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

大蔵省管財局接  
取賃金庫監理官 池中  
本日の会議に付した案件

説明員  
弘君

合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を説明いたします。

事態に至るまでは価格についての酒類の保全措置がありませんので、酒類は価引の基準となる価格を失つて酒類の中引が乱れるおそれがあり、また、乱された後に対策を講じても酒税負担が大きいために手おくれとなることが多く、いために手おくれとなることが多く、酒類業界の安定、ひいては二千億円以上の酒税収入にも悪影響を及ぼす

の実施の状況に鑑み、酒類業組合等について、理事会制度を設けるとともに、合理化のためのカルテルを締結することができるようにして、あわせて貢法系計量単位が法定計量単位とみなされなくなることに伴い、メートル等の系計量単位に改める等の所要の規定整備をはかることとしたとしており、

事務局側	大蔵省管財局長	大蔵省主計局法規課長	大蔵政務次官	佐野廣君
常任委員	實屋正雄君	小熊幸次君		
大財部次官	大蔵省主計局法規課長	大蔵政務次官	佐野廣君	

提案理由の趣旨説明を聴取いたしました。  
○政府委員(佐野廣君) ただいま議題と  
ます。

酒税収入の確保とに役立つてゐる実績があり、その廃止は、影響すること多く、が大きく、特に慎重に実行に移さなければならぬと考えられます。

当と認められる酒類については、大臣の指定した種類の酒類につき、の認可を受けて、再販売価格維持契約を締結することができる」といたしております。

○大矢正君 まず第一に、この特別鉱害の復旧のための会計経理の状況がどうなつておるのか、これを御説明願いたい。

○政府委員(小熊幸次君) 特別鉱害復旧特別会計の経理の状況でございますが、この会計は、昭和二十五年にできましてから本日に至りますまで、御承知のように、特別鉱害復旧臨時措置法という実体法がございまして、そしてこの法律に基きまして、戦時中のまつたく本日までございまして、その採掘によりまして生じました特別の鉱害につきまして、関係炭礦業者から納付金を徴収いたしまして、そうしてこれを鉱害復旧事業を行ふ者に交付いたしておつたわけであります。従いまして、この会計の収入支出の大筋は、その納付金の収入とこれに対しますところの支出と、こうしたことになるわけでございます。

それで、その総額、歳入歳出の全体

は、これは四十四億七千万円が歳入でございまして、支出が四十四億二百万円、差額が六千八百万円、これは累計いたしました数字でございます。剰余金が、ただいま申しまして、六千八百万円程度生じたわけでござります。なお、これによりまして行われました事業費の総額でございますが、これは百五億円程度になつておるわけでございます。この納付金の関係が、先ほど申しましたように、四十四億でございますが、あとは国の一般会計から補助金が出ております。それから地方公共団体もある程度の負担をしております。そういうものが合わざれば、総計百五億の事業量、こういうことになつておるわけであります。

○大矢正君 納付金の方は全部完納済

助ですか。こういう関係からいきますと、結論的には六千万円程度の残があ

りますけれども、これはあれですか、全部事業の完了と同時に支払い、補

償、その他一切を処理した結果出てきた金額ということになるですか。

○政府委員(小熊幸次君) これは、納付金の方の収入を申し上げますと、鉱害地域のありますところの鉱業権者に

つきまして、その事業場からトン当たり三十円、それから同じ鉱業権者が持つております鉱区におきまして、そういう

鉱害地域でないものにつきましては、これはトン当たり十五円といふことで、三ヵ月ごとにとつて参る。一方、その工事の履行というものは、一定の計画を立てまして、そしてそれによりまして仕事を進めていくわけでござりますが、その場合にこの特別会計から、先ほど申し上げました納付金の収入

ます。

○大矢正君 次に、国債整理基金に関

係して一つお伺いしておきたいのです

が、これは毎年かかる法律であります

が、例年委員会で審議をしているので

ありますから、私どもも特段取り立て

て質問といふほどのことはないのです

けれども、いつまでも一年区切りのい

わば措置をして、今後もこれを継続さ

れるお考えなどどうか、その点につ

いてますお伺いしたいと思います。

○政府委員(小熊幸次君) 大矢先生の

おっしゃいますように、二十八年度か

らすつと引き続きまして、このよくな

りまして、その結果といたしまして

特例法を提出いたしまして、御審議を

ました。終戦後にときましては、

一方、終戦後におきましては、

國債償還といふものを急速にやりまし

て、他方、國民経済も相当充実して参

りました、その結果といたしまして

國債の減債金制度につきましては、

根本的な検討をいたしまして、そ

う制度を打ち立てるといふことが筋で

はあると思うのでござります。ただ、終

戦時に、昭和二十八年以前にござ

いました万分の百十六の三分の一

実

は、これは二つの法律がございまして、

國債整理の特別会計の方では万分の百

十六という減債金制度がござります。

その後残務処理をやつております。

三年の四月一日で失効しております。

その間滞納とかそういうことをやつ

て、その後残務処理をやつております。

これは明治時代の法律そのままでしょ  
う。今日相当時代の変革もあるのです  
から、もちろん、この法律が直接国民  
の一人々々や国民全般を対象としたこ  
とじやないことは明らかですから、そ  
の点ではさほど問題は起きないかもし  
れませんけれども、法律の一つのスタ  
イルからいつても、これはやはり当然  
もう新しい法律に書きかえられるべき  
要素を持つているのじやないかと私は  
思うのですが、今あなたが答弁され  
た、まあ國債償還の大体の計画ととい  
うものをどういうふうにすべきだという  
要素を持っていますけれども、やはり國税徵  
收法の場合だつて、今度の国会でやは  
り新しいスタイルを整えて、あれだけ  
正というものは行わなければならぬ  
とは思いますけれども、やはり國税徵  
收法の場合だつて、今度の国会でやは  
り新しいスタイルを整えて、あれだけ  
膨大なものでもやろうとしているので  
すから、そういうふうな努力や考え方  
があつても私は間違ひじやないと思  
うのですがね。その点はどうです。

どうするかというより  
相当重要な部分になりよう  
ら、その点がきまらないで、  
まらないで、この特別  
けを変えると、こうい  
うわけで、まあ非常  
ざいますが、実は今は  
いない、こういうよ  
ますが、ただいま仰せ  
ごめうとめなことどう  
今後、減債金制度とも  
討していきたい。この  
る次第でござります。

ますものでありますから、古い法律でござい、方針がきいて手直しをして、な表情でございましたので、あわせまして検査するに考えて、専門家からいろいろましたが、私、くわからぬのが、これはまあばかりのお金で、ようになつてお術といふものは、な。大体、特別会計のために一般会計の予算の方に入ることは度は一樣——繰り入れ入にするのである、このままでありますから、このままで出してください。かりがいいので、定にならぬうちでいるのでね、そういうものは、ますと、従来も君) お答えいたしました。

このよきな形で処理して参つております。先生のおつしやいますように、まだ法律が通つておりますから、予算には鉛害復旧特別会計の予算を一応出すべきじゃないか、一応何かの方法でそういう形を、形骸といいますか、そういうものを残しておくべきいやないか、こうおつしやるお気持はよくわかるわけでございますが、ただ、理論的に申しますと、この特別会計を廃止するという建前で、政府としては基本法であるところの特別会計を廃止するという建前で臨んでおるわけでございまして、従来も特別会計の廃止の場合はおきましたは、廃止の法律を出すと同時に、予算書の中にはその關係の予算といふものは全部なくなる、こういうことになつております。

ても、ゼロというような形で出すか、あるいは剰余金だけを歳入に入れて出すか、こういうことになるかと思うのですが、そういうケースはございませんのでございますが、従来そういう場合にはそういう形になるかはわからない次第でございます。

○野満勝君 われわれは、いろいろとよくわからぬのですが、確かに昨年の四月一日に失効したのですね。それは失効はしたけれども、一応こういう法案を出して、会計方式というものを従来の特別会計方式から今度一般会計へ入れたわけなんですから、整理収入になつたわけなんですから、一応その間の経過的な動きといふものがある程度わかつてないといふと、われわれは委員として審議する上においても非常に明瞭を欠くので、この点は、従来慣習がそうであつたといたしましても、なるべく人民にわかるようにした方がいいので、その点は一つ検討してもらいたいのですが、いかがでござりますか。

きょうここで決定をとらうのぢやないのですよ。

○政府委員(小熊孝次君) 特別会計法を廃止する法律で、付則の三項におきまして「一般会計に帰属する」と、こういうことになつております。この一般会計に帰属するところのものは何であるか、こういう問題になるわけでございますが、これにつきましては、予算的にも、歳入といふものは、これは会計の整理収入のところに計上してございます。それで一部わかるわけですが、さいますが、なお決算的には、これは中には現金の分もありますし、それから債券の分もあると思いますが、そ

いうものにつきましては、これは決算的に明らかになると同時に、あるいは債権管理の法律がございますが、これに基づく債権の決算がござりますので、これによつて決算委員会へ提出する、いろいろよろな方法によつてはつきりつかむ、こういう道は譲ぜられておるわけでございます。まああとは、この国会の御審議の過程において明らかにするというのが適當ではないかと考えまして、まあこういうよろな体裁で出しておる次第でございます。

○野満勝君 私は希望だけ述べておきますが、われわれのわたりのいいよろにしてもらひのには、この特別会計の予算の方には一応は出しておいても、たとえば、載せなんでもよろしいが、何かこういう予算の備考か何かに明記してもらひ、一般会計の、いわばこの収入となつたといふ動きがわかつていいのですが、その点の便宜からいは抜つた方がいいと思うのでござります。さよう希望しておきます。

それから、最後に一つお聞きたいのは、御承知の通り、これはない腹をさぐられて、まことに政府といいたしましても厄介な問題が持ち込まれておることは、今、九州における志免鉱山の問題、国有鉄道の志免鉱山の何といいますか、処理の問題について、これを払い下げるか、払い下げしないかといふ問題で、各鉱業権者が血道をあげて騒いでおるわけですが、こういうよろな鉱業権者の納付金の徴収等を財源に充てて、この志免鉱業所の費用の負担のための支出の経理を明らかにするため云々と書いてあるのですが、一体こういうよろなときには、実際問題として、これはたと









長が答弁申し上げました中に、日本が占領して、たとえば英國、オランダ等に返したという実情、そういうふうな点も考えるべき事柄じゃないかと思うのです。従つて、またこれは仮定の問題に属するようでありますけれども、現実に立つてやはり所有権が明らかになつておる、そして連合軍からこれを所有権を認めて返されたという現実に立つて、私どもはやはり処理をすることが適當である、かように考えておるのでござります。

そういうものを政府は没収した。接収したといふなら接収したでもいいが、とにかく取り上げられた。ところが、戦争が終つて、日本は負けたのだから、こういふものについては返還をしなければならぬということになつた。実際的に接収したもの、没収したものには、民間に当時の価格でもつて売りつけた。ところが、戦争が終つてから持主が現われて、返せ、こういふことになつた。ところが、それを政府は、その昔の戦争中に売つた値段と同じ値段で、今度逆に強制的に取り上げて、そしてこれをアメリカ人あるいはイギリス人なんかに返した。これが今問題を起している。

民感情的な点からいいますと、いろいろ御議論もあるようですが、この問題につきましては、大体そういう種類のものでありますので、御了承いただかなくちゃいけないぢやないかと思ひます。

ことに、戦争につきましては、それは仰せの通り、非常な犠牲を払った人はありますし、きわめてその少かつた人もあります。これもきわめて飛躍的なお答えで、おしかりを受けるかもしれないが、人のからだでも、赤紙で召集されて戦死した人もあり、そのためには数々の家族の人が不幸の状況にあるというような人もあるし、無事で帰つた人もありますし、事戦争といふので、いろいろ諸般の情勢に不合理の出てきているということは、やはり戦争というものが避けなければならない大きな原因の一つであると思ひます。

従いまして、できるだけ認められる権利は認めるというおらかな一つ気持に立ちまして、この国民感情論といふものも緩和して考えねばならない問題ではないかと考えます。

それは、感情論だけでこういう問題を処理するということ、もちろんいけないことあります、さいぜんから御説明申し上げておりますように、没収ではなくて接収であり、できるだけ与えられた権利、すなわち所有権は認めるといふ建前に立つて、この処置をお認め願いたい、かように考えます。

遷等に伴う損失の処理等に関する法律案、これによつて政府は処理することになります。

○大矢正君 前に、私が大蔵省のえらい人たちに言われておつたのには、裁判所の結論は、所有権が移つていないとのだからすみやかに返せという結論が出そだ。だから、一日も早くこれを通してもらわなければならぬと、こう言つたが、これは二十八国会に初めてこれが提案されたときで、それから相当、約二年の歳月がたつてゐるのだが、裁判所の結論は一向に出そむなきのだが、大蔵省の方で裁判所の方へ、結論を出さないよう、もう少しもつと延ばすよくな手でも打つておるのであるのですか。

○政府委員(齊屋正雄君) そのよくなことはいたしておりません。

○大矢正君 それは、どういうわけで延びているのですか。

○説明員(池中弘君) 現在書類を提出して、何回にもわたりまして裁判所へ手続中でございます。それで、國の方の主張につきましては、先日も大蔵委員会に資料を提出いたしましたが、不特定物になつておりますので、その持ち分を確定した上で請求すべきだということを國の方は言つておるわけですか。

○大矢正君 この接收貴金属の中に交易營團の所有分といふものがありますね。これは、この法律ができるたあとは、どういふよくなるのですか。

○説明員(池中弘君) お答えいたします。交易營團の關係は二十条に規定してございまして、返還の請求が出来ます。それに対し、供出にかかる貴金属につきましてはその貴金属を國に

○大矢正君 その交付金の評価の仕方は、国際的に取りきめのあるIMF、あれの価格でいくのか、国内の市中価格でいくのか、どちらでいくのですか。

○説明員(池中弘君) 交易営団に対しましては、IMFの価格とか市中の価格ということではなくございませんで、戦時中に交易営団が民間の人々に支払いました代金、それから手数料、それから加工費、そういう金額に相当するものを交付金として交付する、こういうことになつております。

○大矢正君 個人の所有のものはどうなるのですが。

○説明員(池中弘君) 個人の所有のものは現物を返還することになつております。

○大矢正君 現物を要らないから、日本円でくれと言つたら、どうなるのですか。

○説明員(池中弘君) この法律に基きまして、原則として現物で返すことになつております。ただ、例外といたしまして、分割に非常に困難な場合には、一部その部分を代金で返すということもありますけれども、それは全くの例外でございます。

○小瀬井義男君 今の交易営団等に対しては交付金をする、それは買い上げた当時の価格、金額ですね、あるいは手数料というのは、この間この法律案の説明のときに、たしか四億円といいうような数字が出ておりましたが、そりなんでしょうか。そして交易営団等が持っているのは、現在の価格に評価す







同項の契約の内容が同条第三項各号の一に「を、「第四十五条(第八十三条)若しくは第五十八条第一項(この下に「又は第八十六条の三第四項若しくは第五項」を加える。)」

第九十六条及び第九十七条を次のように改める。

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

二 第八十六条の二第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者

第九十七条次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した者

二 第八十六条の三第二項の認可を受けないで同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者

第九十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十六条」を「第八十六条の五」に改める。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第一百条中「第九十六条」の下に「第九十七条第二号」を加える。

第一百一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法

第二百四十四条の下に「、第三十

三条若しくは第五十八条第一項(この下に「又は第八十六条の三第四項若しくは第五項」を加える。)

第九十六条及び第九十七条を次のように改める。

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

二 第八十六条の二第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者

第九十七条次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した者

二 第八十六条の三第二項の認可を受けないで同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者

第九十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十六条」を「第八十六条の五」に改める。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第一百条中「第九十六条」の下に「第九十七条第二号」を加える。

第一百一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法

七号又は第六十六条第一項第二号

(これら)の規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)

用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)

三項若しくは「を、「第四十三条第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)」において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)

三項若しくは「を、「第四十三条第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)」において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願(第一〇五六号)

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一〇五七号)(第一〇九五号)

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一〇五六号)

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一〇九六号)

第一〇五六号 昭和三十四年二月二日

十四日受理

奄美群島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願

請願者 鹿児島県大島郡天城村

紹介議員 西郷吉之助君

戦時災害補償法に基き戦時中の災害において準用する場合を含む。)

第三十三条又は第五十八条第一項(これら)の規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)

第三十三条又は第五十八条第一項(これら)の規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)

第三十三条又は第五十八条第一項(これら)の規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)

第三十三条又は第五十八条第一項(これら)の規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)

第三十三条又は第五十八条第一項(これら)の規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)

第三十三条又は第五十八条第一項(これら)の規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)

第一〇五七号 昭和三十四年二月二日

十四日受理

奄美群島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願

請願者 鹿児島県大島郡天城村

紹介議員 堀 未治君

政府は昭和二十九年の道路整備五箇年計画を期央にしてこれを変更し三十三年度から新五箇年計画に移行し、その計画内容を拡大するため、また、また

揮発油税、軽油引取税等の増税を企図しているようであるが、(一)道路整備の公約に違反し、逆行すること、

(二)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(三)政府が企図している高級織物税の新設について、(一)政府が表明した七百億円の減税、中小企業の物品税

減免の公約に違反し、逆行すること、

(四)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(五)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(六)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(七)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(八)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(九)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十一)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十二)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十三)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十四)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十五)本物品税は、消费者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

織物の物品税新設反対に関する請願

請願者 東京都新宿区市ヶ谷八丁目右五号道北乗合自

動車株式会社取締役社長 金森勝二外三名

紹介議員 堀 未治君

紹介議員 森中 守義君

紹介議員 鶴町一三 高橋貞治

今回政府が企図している高級織物税の新設について、(一)政府が表明した七百億円の減税、中小企業の物品税

減免の公約に違反し、逆行すること、

(二)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(三)政府が企図している高級織物税の新設について、(一)政府が表明した七百億円の減税、中小企業の物品税

減免の公約に違反し、逆行すること、

(四)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(五)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(六)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(七)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(八)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(九)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十一)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十二)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十三)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十四)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、

(十五)本物品税は、消費者が負担する減免の公約に違反し、逆行すること、